

調達要求番号: 3PYAIA 00005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	5
食堂排水管定期清掃部外委託	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和	4年12月11日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	習志野駐屯地業務隊	

1 総 則

1.1 適用範囲

- この仕様書は、陸上自衛隊の習志野駐屯地食堂における排水管の定期清掃部外委託について規定する。
- この仕様書における排水管とは、食堂の施設に敷設・埋設している配管をいう。

1.2 作業の場所

習志野駐屯地隊員食堂

2 役務に関する要求

2.1 作業の内容

食堂排水管の汚泥等を高圧洗浄機等により清掃するとともに、詰まりを解消する。

2.2 作業の条件

作業の種類は次による。

- 排水管清掃は、関係法令等に基づき適正に作業を行うものとする。
- 排水管清掃に必要な器材・資材は請負者所有の物を使用する。
- 厨房内の排水管清掃のため、清潔な長靴を請負者が準備する。
- 排水管清掃は、年6回隔月（厨房整備日の第3金曜日（基準））を基準として実施するものとする。ただし、実施時期の変更は、官側との調整によるものとする。
- 排水管の状況により、2回分以上の範囲を1回分として集中的に清掃する場合もある。細部の実施要領は、官側との調整による。
- 排水管の清掃箇所は汚泥の詰まり等の状況により、逐次変更するものとし、その都度、官側と調整する。
- 清掃範囲は100m～150mでグリストラップ迄を1回の清掃基準とするも、排水管の状況により、清掃範囲を拡大又は縮小させる。
- 清掃完了報告は当日中とする。
- 請負者は、この役務に関して、第三者に対し委託又は、請負をさせてはならない。
- 清掃作業に伴い、施設、器材等を損傷した場合は、請負者の責任を持って現状回復するものとする。

3 検 査

- 作業の実施に当たっては、官側の指示に従うものとする。
- 作業終了時は、検査官の検査を受ける。

4 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 その他の指示

- 特別な事項等により清掃作業が不可能になった場合は、直ちに相互調整するものとする。
- この事項に定めない事項については官側と請負者が協議して定める。

- c) 契約請負者がこの仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議して定める。